

独立行政法人農林漁業信用基金 平成16年度業務実績評価シート

評価指標欄の記号はそれぞれ、◎大項目、○中項目、□小項目である。

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	評価指標	事業報告及び特記事項	評価
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 信用基金は、農林漁業金融政策の一環として、農業・漁業の信用基金協会（以下「基金協会」という。）が行う債務の保証についての保険、林業者等の融資機関からの借入れに係る債務の保証等を行うことにより、農林漁業者の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にして農林漁業の健全な発展に資することを目的とするものである。 また、自然災害や不慮の事故による損失を補填することにより農漁業経営の安定に資する災害補償制度の一環として、共済団体等に対して共済金等の支払に必要な資金の貸付けを行っている。 信用基金がその役割を的確に果たすには、多岐にわたる業務を一体的に運営し、一つの法人として、効率的な業務運営体制を確立することが必要不可欠である。このことは、第4で定める信用基金の財務内容の改善にも資するものである。 このため、信用基金は、</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためのべき措置</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためのべき措置</p>	<p>◎第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためのべき措置</p>	<div data-bbox="1565 475 2024 730" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>中項目の総数： 6 評価Sの指標数：0×2点＝ 0点 評価Aの指標数：6×2点＝12点 評価Bの指標数：0×1点＝ 0点 評価Cの指標数：0×0点＝ 0点 評価Dの指標数：0×0点＝ 0点 合計 12点 (12/12＝100%)</p> </div>	<p>A</p>

以下の点を踏まえて業務運営を行うものとする。

1 事業費の削減・効率化
事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）については、中期目標の期間中に、平成14年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

1 事業費の削減・効率化
事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）について、その支出の要否を検討し、効率化を期するため、中期目標の期間中に、平成14年度比で5%以上削減する。

1 事業費の削減・効率化
事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）について、効率化を図る観点から、以下の点など支出の要否及び支出方法等について引き続き検討を行う。

○1 事業費の削減・効率化

指標の総数 : 4
 評価Sの指標数 : 0 × 2点 = 0点
 評価Aの指標数 : 4 × 2点 = 8点
 評価Bの指標数 : 0 × 1点 = 0点
 評価Cの指標数 : 0 × 0点 = 0点
 評価Dの指標数 : 0 × 0点 = 0点
 合計 : 8点
 (8 / 8 = 100%)

A

□(1) 事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）について、14年度予算対比の当該年度の削減度合
 [平成15年度～18年度までの指標]

平成15年度 = 5% × 0.5 / 4.5
 平成16年度 = 5% × 1.5 / 4.5
 平成17年度 = 5% × 2.5 / 4.5
 平成18年度 = 5% × 3.5 / 4.5
 A : 達成度合が90%以上であった
 B : 達成度合が50%以上90%未満であった
 C : 達成度合が50%未満であった

[平成19年度の指標]
 平成19年度 = 5% × 4.5 / 4.5
 (平成19年度の指標は、削減数値が確実に達成されたか否かを判断するため、達成度合は、Aが100%以上、Bが70%以上100%未満、Cが70%未満とする。)

削減度合の算出に当たっては、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により影響を受けた場合、又は、業務の進行状況等に関する自己評価を勘案した上で、見直すものとする。

【事業報告書の記述】

○事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）については、630億98百万円の支出であり、平成14年度に対し予算対比で43%の削減となった(決算対比では18%)。

A

平成14年度予算(A)	110,109百万円
平成16年度決算(B)	63,098百万円
削減率(B-A) ÷ A	▲43%
参 平成14年度決算(C)	77,211百万円
考 削減率(B-C) ÷ C	▲18%

・この要因としては、事業費のうち
 ①保険事業費（農業・漁業の保険金等）及び保証事業費（林業の代位弁済費等）が、それぞれ14年度予算対比で25.7%、34.9%の減となったこと。
 ②事業費の大宗を占める貸付事業費（16年度決算で487億円）については、農業・漁業の低利預託基金、林業の推進資金に係る貸付が14年度予算対比で46.8%の減となったことが挙げられる。

□(2) 事業費の削減に向けての努力

- A：努力は十分であった
- B：努力はやや不十分であった
- C：努力は不十分であった

○事業費の削減に直接つながる取組として、①借入金利息の縮減及び②サービサーの選定等に当たったの費用対効果への配慮を(3)(4)のとおり実施しているところである。

○さらに、代位弁済額や支払保険金の抑制に向けての取組として、信用基金が保証契約の当事者となる林業信用保証業務においては、審査協議会において協議を行うなど厳正な保証審査を行うことにより代位弁済の抑制に努めているところである。また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務及び漁業信用保険業務においては、基金協会との情報の共有に努めるとともに、基金協会の審査の精度の向上に資するよう、大口保険引受及び大口保険金請求に関して基金協会との事前協議を徹底することで、保険事故の発生の抑制に取り組んでいるところである。

A

・極力有利な条件での借入れ等による借入金利息の縮減

□(3) 極力有利な条件での借入れ等による借入金利息の縮減

- A：実施した
 - B：一部実施できなかった
 - C：実施できなかった
- (注) 民間の金利水準を勘案して判定するものとする。

【事業報告書の記述】

○林業信用保証業務における農林漁業金融公庫に対する資金寄託業務の財源として、平成16年度は、次表のとおり2回にわたって長期借入金を行っている。その際には、融資機関との交渉を通じ、長期プライムレートより相当低い利率で借り入れることができ、その結果、借入金利息を縮減することができた。

A

	借入時期	借入金額	借入利率	(参考)長期プライムレート
上期	16年 6月	5億75百万円	1.227%	1.90%
下期	16年10月	22億68百万円	0.930%	1.70%

・サービサーの選定等に当たったの求償権回収に係る費用対効果への配慮

□(4) サービサーの選定等に当たったの求償権回収に係る費用対効果への配慮

- A：検討した
 - C：検討しなかった
- (注) 回収実績を勘案して

【事業報告書の記述】

○サービサーへの委託に当たっては、①全国的に事業実施していること、②同様の債権についての取扱実績があること等を考慮して3社を選定するとともに、委託費の支払いについては回収実績の一定の割合を支払う方法とし、

A

			判定するものとする。	費用対効果に配慮した。 この結果、平成16年度におけるサービスによる回収額が85百万円であったのに対し、支払った委託経費は39百万円となった。							
2 業務運営体制の効率化	2 業務運営体制の効率化	2 業務運営体制の効率化	○2 業務運営体制の効率化	<p>指標の総数 : 3 評価Sの指標数 : 0×2点=0点 評価Aの指標数 : 3×2点=6点 評価Bの指標数 : 0×1点=0点 評価Cの指標数 : 0×0点=0点 評価Dの指標数 : 0×0点=0点 合計 : 6点 (6/6=100%)</p>	A						
4分野（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分かれている事務所を統合するとともに、前倒しで独立行政法人化時点で定員削減を行うほか、その効果を踏まえた組織体制・人員配置を見直し、人員の削減を行う。	(1) 4分野（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分かれている事務所を統合するとともに、前倒しで独立行政法人化時点で3名の定員削減を行うほか、その効果を踏まえつつ、総務、経理等の管理部門の再編等、業務の質や量に対応した組織体制・人員配置を見直し、人員の削減を行う。	(1) 4分野（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分かれている事務所を平成16年12月を目途に本所に統合するほか、管理部門組織の再編・合理化を行う。	□(1)ア. 事務所統合の計画的実施 A：計画どおり完了した B：概ね計画どおり完了した C：不十分 当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。	【事業報告書の記述】 ○4分野〔農業（千代田区内神田のコープビル）・林業（後楽）・漁業（湯島）・農業災害補償（一番町）〕に分かれていた事務所を、平成16年12月6日に、コープビル（千代田区内神田）に統合した。これにより一体的に業務運営できることとなった。 ○事務所統合の効果としては、以下のものが挙げられる。 ①事務処理の迅速化・効率化 今までは起案者が各事務所を回って役員決裁をとっていたため、時間がかかっていたが、これが短縮された。 ②経費の節減 事務所統合に伴い、公用車台数、事務所の維持管理経費、官報等購読費の削減など、経費節減を図った。 ・主な削減経費（年間ベース） <table border="0"> <tr> <td>公用車台数の削減（4台→2台）</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>事務所の維持管理経費の削減</td> <td>36百万円</td> </tr> <tr> <td>官報等購読費の削減</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> など ③管理部門の再編・合理化（別途記述）	公用車台数の削減（4台→2台）	12百万円	事務所の維持管理経費の削減	36百万円	官報等購読費の削減	2百万円	A
公用車台数の削減（4台→2台）	12百万円										
事務所の維持管理経費の削減	36百万円										
官報等購読費の削減	2百万円										
			□(1)イ. 組織体制・人員配置	【事業報告書の記述】							

			<p>の見直しによる人員の計画的削減 A：計画どおり実施された B：計画に比べやや不十分であった C：計画に比べ不十分であった</p>	<p>○管理部門（総務部、経理部）については、事務所統合時に別表のように組織の再編成を行い、総務部及び経理部それぞれ1課を削減するとともに、事務の見直し、給与計算・社会保険事務の外部委託等により、人員の4名削減を実現した。</p> <p>○各部門共通の課題に係る企画調整機能の強化を図るため、平成16年4月に各部門から独立した部署として企画調整室を新設するとともに、12月の事務所統合時点で同室に企画推進課を新設した。</p>	A
<p>また、職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。</p>	<p>(2) 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。</p>	<p>(2) 職員の能力の向上及び信用基金の相談機能の強化を図るため、中期研修計画に基づいた研修を実施する。</p>	<p>□(2) 研修計画に基づく研修の実施 A：計画が達成された B：計画が概ね達成された C：計画が達成されなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 ○職員の能力の向上及び信用基金の相談機能の強化を図るため、中期研修計画に基づき平成16年度研修計画を作成し、以下のとおり研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用者研修 （新規採用者に信用基金の業務を理解させるための研修、4月） ・現地研修 （群馬県内、林業機械化センターなどにおいて農業・林業の現場作業体験研修、9月） ・予算編成支援システム研修 （財務省主計局主催、9月） ・政府関係法人会計事務職員研修 （財務省会計センター主催、10月） ・管理者研修 （管理職を対象に職場のメンタルヘルスについて研修、11月） ・内部監査研修 （コンプライアンスについて研修、12月） ・保証・保険・融資業務の専門研修 （金融法務について研修、1月） ・金融一般情勢研修 （最近の経済・金融の情勢・動向について研修、2月） ・農林漁業の将来展望に係る研修 （林業を取り巻く情勢、森林の多面的機能について研修、3月） ・業務の効率的運営に係る研修 （独立行政法人化に伴う業務等の効率的運 	A

				営について研修、3月) ○総務部調査役を、研修の企画・立案・実施に従事させることにより、これまで実施していなかった現地研修を群馬県内で実施（林業機械化センターほか）するなど、研修内容の充実につながった。											
3 経費支出の抑制	3 経費支出の抑制	3 経費支出の抑制	○3 経費支出の抑制	<p>指標の総数 : 5 評価Sの指標数: 0×2点= 0点 評価Aの指標数: 5×2点=10点 評価Bの指標数: 0×1点= 0点 評価Cの指標数: 0×0点= 0点 評価Dの指標数: 0×0点= 0点 合計 10点 (10/10=100%)</p>	A										
一般管理費について、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%以上抑制する。	すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費について、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%以上の節減を行う。	すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費の節減を行う。	<p>□(1) 一般管理費の14年度予算対比の当該年度の削減割合 [平成15年度～18年度までの指標] 平成15年度=13%×0.5/4.5 平成16年度=13%×1.5/4.5 平成17年度=13%×2.5/4.5 平成18年度=13%×3.5/4.5 A: 達成度合が90%以上であった B: 達成度合が50%以上90%未満であった C: 達成度合が50%未満であった [平成19年度の指標] 平成19年度=13%×4.5/4.5 (平成19年度の指標は、削減数値が確実に達成されたか否かを判断するため、達成度合は、Aが100%以上、Bが70%以上100%未満、Cが70%未満とする。)</p>	<p>【事業報告書の記述】 ○一般管理費については、22億34百万円の支出であり、平成14年度予算対比で16%の削減となった（決算対比では2%の削減）。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成14年度予算(A)</td> <td>2,659百万円</td> </tr> <tr> <td>平成16年度決算(B)</td> <td>2,234百万円</td> </tr> <tr> <td>削減率(B-A)÷A</td> <td>▲16%</td> </tr> <tr> <td>参 平成14年度決算(C)</td> <td>2,284百万円</td> </tr> <tr> <td>考 削減率(B-C)÷C</td> <td>▲2%</td> </tr> </table> <p>・この要因としては、事務所統合による引越費用等の一時的経費の増加があったものの、事務所統合による経常的経費の節減、人員削減や平成15年度に実施した給与引き下げが16年度にも反映されたことに伴う人件費削減、システム関係経費の削減等によるものである。</p>	平成14年度予算(A)	2,659百万円	平成16年度決算(B)	2,234百万円	削減率(B-A)÷A	▲16%	参 平成14年度決算(C)	2,284百万円	考 削減率(B-C)÷C	▲2%	A
平成14年度予算(A)	2,659百万円														
平成16年度決算(B)	2,234百万円														
削減率(B-A)÷A	▲16%														
参 平成14年度決算(C)	2,284百万円														
考 削減率(B-C)÷C	▲2%														
	・予算管理、調達に係る規程を整備し、予算の執行管理	① 平成15年度に整備した予算管理、調達に係る規程	□(2) 予算の執行管理体制の整備	<p>【事業報告書の記述】 ○会計規程等に基づいて、予算の期中進行管理</p>	A										

	体制を整備する。	に基づき、支出の部署別時期別配分を行うなど予算の執行管理体制を引き続き整備する。	A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった	を行うとともに部署別の予算配分・管理を実施した。また、事務所統合に伴い共同で利用することとなった公用車、官報、法規集等の費用を共通経費として設定した。	
	・役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。	② 研修の実施等により、役職員に対し、費用対効果などのコスト意識を引き続き徹底させる。	□(3) 役職員に対する費用対効果などのコスト意識の徹底 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった	【事業報告書の記述】 ○コスト意識を徹底させるため、以下の措置を講じた。 ・業務の効率的運営に係る研修 ・予算の期中進行管理を行い、役職員に対し年度中の執行見込みを周知。 ・財務諸表の監査法人検証結果の説明を通じて財務内容を周知。 ・部署別の予算配分・管理を実施。	A
	・業務実施方法を見直す。	③ 外部委託の推進を引き続き図るなど業務実施方法を見直す。	□(4) 業務実施方法の見直し A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった	【事業報告書の記述】 ○経費支出を抑制するため、以下のように業務実施方法を見直した。 ・農業信用保険業務において実施していた調査事業のうち類似の調査を一本化し、経費の節減に取り組んだ。 ・管理部門（総務部、経理部）については、事務所統合時に別表のように組織の再編成を行い、総務部及び経理部それぞれ1課を削減するとともに、事務の見直し、給与計算・社会保険事務の外部委託等により、人員の4名削減を実現した。	A
	・一般競争入札等の積極的な導入を図る。	④ 平成15年度に整備した要領に基づき、引き続き、一般競争・指名競争等の積極的な導入を図る。	□(5) 一般競争・指名競争等の積極的な導入 A：導入を十分に実施した B：導入はやや不十分であった C：導入は不十分であった	【事業報告書の記述】 ○契約事務取扱要領に基づき10件の一般競争・指名競争入札を行った。主なものは以下のとおり。 ・給与計算・社会保険事務の委託 ・事務所統合に伴う事務室改修工事の委託 ・農業保証保険システム開発の委託 ・農業保証保険業務システムのリース	A
4 内部監査の充実	4 内部監査の充実	4 内部監査の充実	○4 内部監査の充実	指標の総数 : 1	A

				<p>評価Sの指標数：0×2点=0点 評価Aの指標数：1×2点=2点 評価Bの指標数：0×1点=0点 評価Cの指標数：0×0点=0点 評価Dの指標数：0×0点=0点 合 計 2点 (2/2=100%)</p>
<p>業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。</p>	<p>業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。</p>	<p>信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制の充実・強化を図るため、2名に増員された常勤監事をサポートする体制の強化方策等を検討する。</p>	<p>□ 内部監査の充実 A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 ○平成16年12月に外部より講師を招き、内部監査についての研修を開催し、職員の理解を深めた。 研修の主な内容 ・内部監査の意義・役割 ・整備すべき主な事項（規程類） ・監査計画の体系 ○その上で、平成17年1月に内部監査規程及び内部監査マニュアルを制定した。 内部監査規程・マニュアルの主な内容 ・内部監査は、各部門から独立した企画調整室が実施。 ・内部監査の実施に当たっては、監査事項、監査時期、監査の視点について監事と緊密に連携。 ・企画調整室は、「内部監査年度計画」及び「内部監査実施計画」を作成し、それに基づき監査を実施。監査結果は理事長に報告。 ・理事長は、必要があると認める場合は、関係する部室の責任者に対し、指示を行う。 ○平成17年3月に企画調整室員（5名）により文書管理等についての内部監査を実施した結果、事務所統合に伴う規程類の整備がまだ終わっていなかったこと等の事項を指摘した。これを踏まえ、被監査部署において規程類の整備を行った。 ○また、監事のサポートとして、これまで各事務所に配置していた監事補佐を事務所統合に伴い、総務課に一元化・集約した。</p>

A

<p>5 評価・点検の実施</p> <p>保証保険等に係る評価手法について、総務省「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価書」等を踏まえつつ検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを順次導入する。</p>	<p>5 評価・点検の実施</p> <p>(1) 保証保険等に係る評価手法について、必要に応じて有識者を活用しつつ、総務省「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価書」や他の政府系金融機関の検討状況等を踏まえて検討する。 (2) (1)の検討結果を踏まえ、信用基金内部に横断的な業務の評価・点検チームを設置するなど体制整備を行い、評価結果を業務運営に反映させる仕組みを順次導入する。</p>	<p>5 評価・点検の実施</p> <p>保証保険や資金の貸付けに係る評価手法について、必要に応じて有識者を活用しつつ、総務省「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価書」や他の政府系金融機関の検討状況等を踏まえて引き続き検討を進める。</p>	<p>○5 評価・点検の実施</p> <p>□ 評価結果を業務運営に反映させる仕組みの導入 A：検討（導入）は十分であった B：検討（導入）はやや不十分であった C：検討（導入）は不十分であった</p>	<p style="text-align: right;">A</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指標の総数 : 1 評価Sの指標数 : 0×2点=0点 評価Aの指標数 : 1×2点=2点 評価Bの指標数 : 0×1点=0点 評価Cの指標数 : 0×0点=0点 評価Dの指標数 : 0×0点=0点 合計 2点 (2/2=100%)</p> </div> <p>【事業報告書の記述】 ○平成15年度に農業信用保険業務についての評価シートを作成した。これを受けて平成16年度は、農業信用保険業務については評価シートに基づき15年度の業績評価を行うとともに、他の業務分野については農業信用保険業務についての評価シートを活用して、評価シートを作成した。</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>6 情報処理システムの効率的な開発・運用</p> <p>各部門共通の会計システムを開発し、経理処理の迅速化・効率化を図るとともに、業務運営の効率化に必要な情報処理システムの開発・改良を行う。この場合、システムの設計の段階から</p>	<p>6 情報処理システムの効率的な開発・運用</p> <p>各部門共通の会計システムを開発し、経理処理の迅速化・効率化を図る等業務運営の効率化を実現するために必要不可欠な情報処理システムの開発・改良を行う。 この場合、設計、業務処</p>	<p>6 情報処理システムの効率的な開発・運用</p> <p>(1) 平成15年度に開発した各部門共通の会計システムの適切な運用を図り、経理処理の迅速化・効率化を図る。</p>	<p>○6 情報処理システムの効率的・段階的な開発・運用</p> <p>□ (1) 各部門共通の会計システムの開発・運用 A：計画どおり実施された B：概ね計画どおり実施された C：計画どおり実施されなかった</p>	<p style="text-align: right;">A</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指標の総数 : 5 評価Sの指標数 : 0×2点=0点 評価Aの指標数 : 5×2点=10点 評価Bの指標数 : 0×1点=0点 評価Cの指標数 : 0×0点=0点 評価Dの指標数 : 0×0点=0点 合計 10点 (10/10=100%)</p> </div> <p>【事業報告書の記述】 ○平成15年度に開発した各部門共通の会計システムを活用し、経理処理の迅速化に向けて伝票様式の統一、共通経費の管理を行った。日常の処理データを二次加工することが可能となり、報告資料の作成が効率化された。</p> <p style="text-align: right;">A</p>

投資の合理化・効率化に配慮し、システム開発費・運用経費を適正なものとする。

理方法の設定の段階から投資の合理化・効率化に配慮し、システム開発費を適正なものとする。その際、現行システムの運用面での課題等を十分に分析し、システムの拡張性を確保するとともに、次期システムの運用経費については、抑制する。

(2) 農業信用保険業務の保険引受システムについては、システム運用経費の節減につながるよう、平成17年度からの本格的な自主運用化に向け、システムの開発を進める。

□(2) 農業信用保険業務の保険引受システムについての開発・運用
 A：計画どおり実施された
 B：概ね計画どおり実施された
 C：計画どおり実施されなかった

【事業報告書の記述】

○ 農業信用保険業務においては、システム運用経費の節減につながるよう、農業保険引受システムを自主運用することとし、以下のとおりシステム開発に取り組み、平成17年5月より同システムを稼働させた。
 ・平成16年 4月に一般競争入札を実施し、開発業者を決定
 ・ 5月～ 8月 基本設計書の作成
 ・ 9月～11月 プログラム作成作業
 ・ 12月～ 2月 テスト作業
 ・平成17年 3月～ 4月 運用テスト

A

(3) 林業信用保証業務においては、平成15年度に整備した統合的な経営管理ができるシステムの適切な運用により、効果的な業務運営等を図る。

□(3) 林業信用保証業務のシステムの構築
 A：計画どおり実施された
 B：概ね計画どおり実施された
 C：計画どおり実施されなかった

【事業報告書の記述】

○ 林業信用保証業務においては、平成15年度に開発したシステムを活用し、利用者の信用等级付基礎データの算出、帳票出力、保証契約、債権管理などの事務の電算処理を行った。

A

(4) 漁業信用保険業務においては、事故率等を分析するためのシステムの機能等について検討を行う。

□(4) 漁業信用保険業務における事故率等を分析するためのシステムの構築の検討
 A：計画どおり実施された
 B：概ね計画どおり実施された
 C：計画どおり実施されなかった

【事業報告書の記述】

○ 漁業保証保険電算処理システムに関し、保険料率の算定要素である事故率・回収率等の各年推移状況を表示可能とするシステムの改善について検討を行った。

A

		(5) 農業災害補償関係業務においては、引き続き、農業共済団体等の財務等調査システムを運用・改良し、集計処理の効率化等を図る。	<input type="checkbox"/> (5) 農業災害補償関係業務における農業共済団体等の財務等調査システムの運用・改良 A：計画どおり実施された B：概ね計画どおり実施された C：計画どおり実施されなかった	【事業報告書の記述】 ○農業共済団体等の財務等調査システムについてより効率的に稼働させるため、集計項目・出力帳票の修正及び改良を行ったほか、アンケート調査結果を踏まえ同システム基本ソフトのバージョンアップを平成17年3月に行った。	A
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 信用基金は、利用者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、国民一般の理解が得られるよう留意しつつ、以下の点を踏まえて業務運営を行うものとする。	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	◎第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	中項目の総数 : 3 評価Sの指標数: 0×2点=0点 評価Aの指標数: 3×2点=6点 評価Bの指標数: 0×1点=0点 評価Cの指標数: 0×0点=0点 評価Dの指標数: 0×0点=0点 合 計 6点 (6/6=100%)	A
1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担の軽減を図るため、	1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。	1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担等の軽減を図るため、各種システム開発に併せて事務処理方法を改善するなど、以下の措置を講じることにより、事務処理の迅速化を実現する。	○1 事務処理の迅速化	指標の総数 : 4 評価Sの指標数: 0×2点=0点 評価Aの指標数: 4×2点=8点 評価Bの指標数: 0×1点=0点 評価Cの指標数: 0×0点=0点 評価Dの指標数: 0×0点=0点 合 計 8点 (8/8=100%)	A
① 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、標準処理期間を設け、その期間内に案件の8割以上を処理する。	(1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、以下のとおり標準処理期間を設け、その期間内に案件の8割以上を処理する。 ア 保険通知の処理・保険料徴収 イ 保険金支払審査	(1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、以下のとおり標準処理期間を設け、平成16年度においては、その期間内に案件の8割以上を処理する。 ア 保険通知の処理・保険料徴収 イ 保険金支払審査	<input type="checkbox"/> (1) 保険引受等の業務内容に応じた標準処理期間内の事務処理の達成度合(案件割合) A：目標値(8割)の100%以上であった B：目標値(8割)の70%以上100%未満であった C：目標値(8割)の70%未満であった (注) 農業短期資金については、借入申込の締切日まで	【事業報告書の記述】 ○各業務に関し、実際の全処理件数に対する標準処理期間内に処理された件数の割合は、以下のとおりであり、全てについて目標(8割以上)を上回る結果となった。 なお、標準処理期間内に処理できなかったものは、書類不備が主な原因であり、整備され次第速やかに処理されている。 ○なお、目標(8割以上)を上回ってはいるものの、前年度より標準処理期間内の処理割合が下がっているものもあることから、事務処	A

ウ 納付回収金の受納 月次処理（月次処理） エ 保証審査 オ 代位弁済 カ 貸付審査 農業長期資金 償還日と同日付貸付 （償還日と同日付貸付） 農業短期資金 月3回（5のつく日） （月3回（5のつく日）） 農業災害補償 林業 漁業長期資金 償還日と同日付貸付 （償還日と同日付貸付） 漁業短期資金 漁業災害補償	27日（30日） 7日（8日） 150日（180日） 4日（5日） 3日（4日） 10日（30日） 4日（5日）	ウ 納付回収金の受納 月次処理 エ 保証審査 オ 代位弁済 カ 貸付審査 農業長期資金 償還日と同日付貸付 農業短期資金 月3回（5のつく日） 農業災害補償 林業 漁業長期資金 償還日と同日付貸付 漁業短期資金 漁業災害補償	27日 7日 150日 4日 3日 10日 4日
--	--	--	--

※（ ）内は、実績値

② 基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実にを行う

(2) 基金協会等関係機関との間で、保険引受、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実にを行う。

(2) 農業信用保険業務において、大口保険引受について、対象案件の事前打合せの徹底を図る。また、大口保険金請求案件について、代位弁済前の基金協会との事前協議を引き続き徹底する。

に申し込まれた案件について、決められた貸付実行日に処理されているか否を判定するものとする。

理の更なる迅速化に向け努力する。

業 務	全処理 件数 (A)	標準処理 期間内の 処理件数 (B)	標準処理 期間内の 処理割合 (B÷A)	(参考) 15年度実績	
			16年度の目標 8割以上	15年度の目標 7割以上	
農 業	保険通知の処理・保険料徴収	123,420件	120,414件	98%	99%
	保険金支払審査	3,533件	3,389件	96%	96%
	納付回収金の受納	53,736件	53,736件	100%	100%
	農業長期資金の貸付審査	195件	195件	100%	100%
	農業短期資金の貸付審査	115件	110件	96%	100%
林 業	保証審査	2,046件	1,813件	89%	82%
	代位弁済	92件	80件	87%	92%
	貸付審査	41件	41件	100%	100%
漁 業	保険通知の処理・保険料徴収	42,943件	42,943件	100%	100%
	保険金支払審査	61件	61件	100%	88%
	納付回収金の受納	8,588件	8,588件	100%	100%
	漁業長期資金の貸付審査	310件	310件	100%	100%
	漁業短期資金の貸付審査	4件	4件	100%	100%
農災	貸付審査	30件	30件	100%	100%
漁災	貸付審査	36件	36件	100%	100%

□(2) 農業信用保険業務における大口保険引受についての基金協会との意見調整及び代位弁済前の基金協会との事前協議の徹底
A：事前協議は十分に実施した
B：事前協議はやや不十分であった
C：事前協議は不十分であった

【事業報告書の記述】

○農業信用保険業務については、事務処理の迅速化と、審査の精度の向上を目的として、大口保険引受及び大口保険金請求に関して、審査のポイントに沿って基金協会と事前協議を行った。

○大口保険引受案件（注）については、従来は、事前打合せを行うか、又は、資料を保険通知書に添付して送付するかのいずれかの処理を行うことになっていた。
これら大口保険引受について、全案件につ

A

いて保証引受前の事前打合せを行うよう、農業保証保険取扱要領を改正し、平成16年9月1日から完全実施をした。(要領改正後129件について実施)

これに先立ち、審査の適正化に資するよう「審査のポイント」を、7月に基金協会へ通知した。

(注) 大口保険引受案件とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該案件の保険価額が1億円以上

イ 同一被保証者に係る案件が2以上あり、その合計保険価額が1億円以上

ウ 1,000万円以上の当該案件の引受結果により保険価額が1億円以上

○大口保険金請求(注) 予定案件すべて(平成16年度は18件)について、代位弁済前の事前協議を行った。

(注) 大口保険金請求案件とは、次に該当するものをいう。

ア 個人にあつては請求額が3,000万円以上

イ 法人にあつては請求額が5,000万円以上

○この他、「審査関連情報」、「事故防止のためのヒント集」の配布や会議における説明を通じて、保証引受審査や事故防止における着眼すべき項目を基金協会に周知した。

(3) 漁業信用保険業務において、大口保証引受についての事前打合せや、基金協会との求償権に関する情報の共有化を引き続き実施する。

□(3) 漁業信用保険業務における大口保証引受についての事前打合せの対象範囲の拡大及び基金協会との求償権に関する情報の共有化

A: 達成された

B: 概ね達成された

C: 達成されなかった

【事業報告書の記述】

○漁業信用保険業務については、事務処理の迅速化と、審査の精度の向上を目的として、大口保証引受及び大口保険金請求の事前打合せを行うよう、「漁業保証保険取扱要領」に定めているほか、求償権に関する情報を基金協会と共有している。

○大口保証引受案件(注) すべて(平成16年度は31件)について、事前協議を実施した。

(注) 大口保証引受案件とは、次に該当するものをいう。

1 保証の額が次の額を超えるもの

① 遠洋かつお・まぐろ漁業 2億円

A

				<p>② その他漁業 1億円 ③ 水産業協同組合 3億円</p> <p>2 保証を行った後の被保証者に係る保証残高が、次の額を超えるもの</p> <p>① 遠洋かつお・まぐろ漁業 6億円 ② その他漁業 3億円 ③ 水産業協同組合 6億円</p> <p>○大口保険金請求（注）予定案件すべて（平成16年度は17件）について、代位弁済前の事前協議を行った。 （注）大口保険金請求案件とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 代位弁済額が5千万円以上 イ 基金協会が事務処理の困難性が高いと判断したもの</p> <p>○基金協会より「求償権分類管理表」及び「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、回収見込み額及び回収経過等についての情報を共有し、求償権の管理・回収の強化を図った。</p>	
<p>③ 専決権限の弾力化を行う</p> <p>等により、事務処理の迅速化を図る。</p>	<p>(3) 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。</p>	<p>(4) 事務処理の迅速化につながるよう、専決権限の弾力化等の意思決定や業務処理の方法の見直しを、事務所統合後の平成17年1月を目途に実施する。</p>	<p>□(4) 専決権限及び稟議決裁方法の見直し</p> <p>A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>○事務処理の迅速化に向け、専決基準を以下のとおり見直した。</p> <p>①専決案件の拡大 事務処理の迅速化に向け、理事長決裁事案を農業信用保険業務を中心に見直し、理事以下の専決事案を大幅に拡大した。 （170事案→220事案）</p> <p>②専決金額の引き上げによる専決権限の弾力化 事案の例 ア保証契約の締結 担当役員決裁金額を30百万円以上から50百万円以上に引き上げ イ保険金の支払 ・理事長決裁金額を10百万円以上から30百万円以上に引き上げ ・担当役員決裁金額を1百万円以上から10百万円以上に引き上げ</p>	<p>A</p>
<p>2 利用者に対する積極的</p>	<p>2 利用者に対する積極的</p>	<p>2 利用者に対する積極的</p>	<p>○2 利用者に対する積極的</p>		<p>A</p>

な情報提供及び利用者の意見の反映

ホームページでの情報提供を行うこと等により、利用者に対して業務の紹介を分かりやすく行う。ホームページで提供する情報については、更新に要する期間を1週間以内とし、情報提供の迅速化を図る。

情報提供及び利用者の意見の反映

(1) ホームページでの情報提供を行うこと等により、利用者に対して業務の紹介を分かりやすく行う。ホームページで提供する情報については、更新に要する期間を1週間以内とし、情報提供の迅速化を図る。また、中期計画期間中毎年度平均で6,000件以上のアクセス件数となるようにする。

情報提供及び利用者の意見の反映

(1) 効率的な情報提供媒体であるホームページをより充実したものとし、利用者や国民一般に対し農林漁業の制度金融や信用基金の業務の紹介を分かりやすく行う。
ホームページで提供する情報については、更新に要する期間を1週間以内とし、情報提供の迅速化を図る。
これらの結果として、平成16年度においては6,000件以上のアクセス件数となるようにする。

な情報提供及び利用者の意見の反映

□(1)ア. ホームページでの情報提供の充実
A: 取り組みは十分であった
B: 取り組みはやや不十分であった
C: 取り組みは不十分であった

□(1)イ. ホームページの更新に要する期間を1週間以内とし、情報提供を迅速化
A: 情報提供は全て1週間以内に実施された
B: 情報提供は概ね1週間以内に実施された
C: 情報提供は1週間以内

指標の総数 : 9
評価Sの指標数: 0×2点= 0点
評価Aの指標数: 9×2点= 18点
評価Bの指標数: 0×1点= 0点
評価Cの指標数: 0×0点= 0点
評価Dの指標数: 0×0点= 0点
合 計 18点
(18/18=100%)

【事業報告書の記述】
○以下のとおり、ホームページの内容を充実した。
・事務所統合に関連する一般競争入札案件の増加に対応して、入札・調達情報の欄を新設し、関係業者の利便を図った。なお、同欄には、グリーン調達（環境物品調達）に関する指針も掲載した。
・利用者から寄せられた意見を反映して、情報の更新日を新たに掲載した。
・新潟県・福井県の大雨、新潟県・福岡県の地震など相次ぐ災害に際して、林業者等の資金需要に迅速に対応できるよう、保証の相談窓口を直ちに設置し、その旨を掲載した。
○さらに、利用者や国民一般に対し農林漁業の制度金融や信用基金の業務の紹介を分かりやすく行えるよう、平成17年4月1日のリニューアルに向けホームページの見直し作業を行った。
見直し内容
①「NEWS」欄の新設により新着情報にアクセスしやすくした。
②個人情報保護関係の欄を新設し、プライバシーポリシーや法定公表事項等を掲載した。

【事業報告書の記述】
○公表すべき事項が9件あったが、これらは下記のとおりすべて1週間以内にホームページに掲載した。

事 項	基準日	更新日
業務方法書変更	6/24	6/24
役職員の報酬・給与	6/30	6/30

A

A

に実施されなかった

15年度決算及び財務諸表	8/17	8/23
独立行政法人評価委員会の評価結果	8/30	9/3
役員の退任・任命	9/1	9/1
退職公務員の状況	10/1	10/1
職員給与規程改正	12/6	12/6
役員給与規程改正	12/6	12/13
17年度計画の届出	3/30	3/30

□(1)ウ. アクセス件数の目標達成

- A: 目標の達成度合が100%以上であった
- B: 目標の達成度合が70%以上100%未満であった
- C: 目標の達成度合が70%未満であった

【事業報告書の記述】

○平成16年度のホームページアクセス件数は23,143件であった。目標値(6,000件)を上回った。

A

(2) 農業信用保険業務においては、保証引受等の情報・データを冊子にとりまとめ、基金協会をはじめ関係機関に提供する。

□(2) 農業信用保険業務における情報提供

- A: 実施内容は十分であった
- B: 実施内容はやや不十分であった
- C: 実施内容は不十分であった

○農業信用保険業務において、保証引受等の情報・データを冊子にとりまとめ、基金協会をはじめ関係機関に提供している。平成16年度は以下のとおり実施した。

A

- ①機関誌「農業信用保証保険」(隔月発行)
保険の引受動向、保険金支払、回収状況といった情報のほか、経済情勢、農業金融、個人情報保護法などの情報について掲載・提供した。
- ②「事故防止のためのヒント集」
保険金支払につながった事故事例をもとに、事故防止や引受審査において参考となるものを「事故防止のためのヒント集」としてまとめて配布した。
- ③「審査関連情報」
保証引受審査において参考となる田畑価格の調査結果、主要農畜産物価格の動向などの情報やデータを「審査関連情報」としてまとめて配布した。
- ④「保険事業概況」
農業信用保険業務の概況を取りまとめた「保険事業概況」を6月に作成し、基金協会及び関係機関に配布した。
- ⑤「農業信用保証・保険業務要覧」

			<p>各基金協会の行う保証業務と信用基金の行う保険業務について、全国統計と協会別統計に整理した過去10年程度のデータ及び農業信用保証・保険制度をとりまく参考資料をとりまとめた「農業信用保証・保険業務要覧」を作成し、12月に基金協会をはじめ関係機関に配布した。</p> <p>⑥「農業信用保証保険年報」 農業信用保証保険事業の動向や当該年度の特徴を取りまとめ、各関係機関に報告するため、「農業信用保証保険年報」を毎年作成しており、平成17年3月に作成・配布した。</p>
	<p>(3) 林業信用保証業務においては、平成15年度に見直した解説書等を活用し、PR活動の推進を図る。</p>	<p>□(3) 林業信用保証業務のPR活動の推進 A：実施内容は十分であった B：実施内容はやや不十分であった C：実施内容は不十分であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 ○保証の利用促進を図るため、平成15年度に作成した解説書等を活用して、保証サービス内容の積極的なPR活動を以下のように行った。 ①重点推進月間を設定(7月)し、25道県の融資機関等を訪問した。 ②林業信用保証連絡協議会を新たに開催し、業界団体及び融資機関の関係者等に対し、保証利用の促進に努めた。(4月) ③「都道府県信用基金担当者及び相談員会議」を開催して、都道府県及び信用基金相談員に対し、PR活動・保証利用の促進に努めた。 ④都道府県が開催する「農林漁業信用基金連絡協議会」を通じて利用促進が図られるよう普及に努めた。</p> <p>○これまでに培った保証審査の経験・ノウハウを生かし、林業・木材産業者等に対する経営診断を開始した。</p>
	<p>(4) 平成15年度より開始した漁業信用基金協会とのネットワークへの参加協会の増加を図る。</p>	<p>□(4) 漁業信用保険業務における情報提供 A：実施内容は十分であった B：実施内容はやや不十分であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 ○平成15年度より開始した漁業信用基金協会とのネットワークは、平成16年度末で、合計7協会との間でネットワーク化が実現できた。なお、基金協会により業務のコンピュータ化の度合い、通知件数等に格差があるものの、引き続き段階的にネットワーク化を進め</p>

<p>また、利用者の意見を定期的に聴取し、これを業務運営に反映させる。</p>	<p>(2) アンケート調査等の実施により、利用者の意見を定期的に聴取し、これを業務運営に反映させる。</p>	<p>(5) 農業災害補償関係業務については、引き続き、農業共済団体等を相手先とするNOSAイントラネットを活用し、より具体的かつ詳細な情報提供を行う。</p> <p>(6) アンケート調査等を実施して、利用者の意見を聴取する。また、こうして集めた利用者の意見については、関係会議での協議・説明、意見の対応の整理の励行等を通じて業務運営に反映させるよう努める。</p>	<p>C：実施内容は不十分であった</p> <p>□(5) 農業災害補償関係業務における情報提供</p> <p>A：実施内容は十分であった B：実施内容はやや不十分であった C：実施内容は不十分であった</p> <p>□(6)ア. アンケート調査等の実施</p> <p>A：実施した C：実施しなかった</p> <p>□(6)イ. アンケート調査等により集めた利用者の意見を的確に業務運営に反映する仕組みの検討・反映</p> <p>A：計画どおり実施された B：概ね計画どおり実施された C：計画どおり実施されなかった</p>	<p>ることとしている。</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>○農業災害補償関係業務については、NOSA1イントラネットを活用して、農業共済団体等に同業務に関する情報を提供している。平成16年度においては、前年度に引き続き、農業共済団体等の財務等調査結果について統計表の形式で揭示・提供を行ったほか、事務所移転、貸付取扱要領の一部改正などの情報についても、同ネットを通じて提供した。</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>○信用基金の各業務においては、従来からアンケートの実施、関係会議での説明などを通じて利用者の意見聴取を行っている。平成16年度においては、新たに漁業信用保険業務でアンケート等の実施、林業信用保証業務で保証利用者の財務改善に向けたアドバイスサービス（「ワンポイントアドバイス」）に関するアンケートに取り組んだ。</p> <p>○農業信用保険業務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの実施 <p>平成17年1月に全国115農協を対象にアンケートを実施し、農協貸出と基金協会保証利用の動向の把握と併せて、農業信用保険制度に関する意識や要望・意見を聴取した。</p> <p>この調査結果は報告書「農協貸出と農業信用保険制度に関する基本動向調査」としてとりまとめた上で、今後の農業信用保証保険制度のより円滑・的確な運営や、農協系統の全国統一貸出商品の開発・調整に資するよう、農林水産省、基金協会、農林中央金庫に配布した。</p> ・農業信用保険運営協議会の開催 <p>基金協会及び農林中央金庫の代表を構成員とする「農業信用保険運営協議会」を平成16年度には2回、同協議会の代表者会議を1回開催した。</p> <p>平成16年度には、特に、保険料率改訂の趣旨等を説明し、理解を求めた。</p> 	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
---	---	--	---	--	----------------------------

○農業災害補償関係業務関係

・アンケートの実施

利用者である農業共済団体の意見を事業運営に反映するため、NOSA I イントラネットを活用して、農業共済団体等の財務等調査に関するアンケートを実施した。

その結果、財務等調査システムについてより効率的に稼働させるため、同システム基本ソフト等のバージョンアップの要望があったことから、次年度調査に当該要望を反映させるよう、同システムの改良を平成17年3月に行った。

・農業災害補償運営協議会の開催

農業共済団体の代表及び学識経験者を構成員とする「農業災害補償運営協議会」を平成16年度に2回開催し、業務実績を報告したほか、一番町事務所の売却についての説明を行った。

○林業信用保証業務関係

・アンケートの実施

2回にわたって、林業・木材業者を対象に「林材業の業況動向調査」を実施し、その結果を取りまとめ、利用者、都道府県及びマスコミ等に配付して周知を図った。

・ワンポイントアドバイスに関するアンケートの実施

保証利用者の財務状況を分析し、改善に向けたアドバイスを行うワンポイントアドバイスを試験実施し、その対象者に対してアンケートを行ったところ、「参考となった」との回答が多く、9割の社が次回も送付を希望した。これを踏まえ、今後の当該サービスの本格実施に向けて検討を行った。

○漁業信用保険業務関係

・アンケート等の実施

12月に全基金協会を対象に、事務処理の迅速化についての取組状況や漁業保証引受の動向等に関するアンケートを実施した。そのとりまとめ結果について

				<p>は、水産庁、基金協会、全国漁業協同組合連合会、農林中央金庫に配付した。</p> <p>また、新たな取組として平成16年12月から平成17年1月にかけて、基金協会から現地情勢等を聴取するとともに、保証保険業務の適切な運営に向け広く意見交換を行い、業務運営に反映させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業信用保険連絡協議会の開催 基金協会、漁業関係団体及び農林中央金庫の代表を構成員とする「漁業信用保険連絡協議会」を平成16年6月に開催し、平成15年度（下期）決算や保証保険業務の概要等を説明するとともに、農林中央金庫、全国漁業協同組合連合会と漁協系統金融の最近の情勢について情報交換した。 ・全国漁業信用基金協会常勤役員・参事会議の開催 平成17年3月に開催し、①平成17年度の保証引受に当たっての留意事項、②漁業保証保険約款・要領等の一部改正について説明した。
--	--	--	--	---

3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	○3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	<p>指標の総数 : 8</p> <p>評価Sの指標数 : 0×2点 = 0点</p> <p>評価Aの指標数 : 8×2点 = 16点</p> <p>評価Bの指標数 : 0×1点 = 0点</p> <p>評価Cの指標数 : 0×0点 = 0点</p> <p>評価Dの指標数 : 0×0点 = 0点</p> <p>合計 : 16点 (16/16 = 100%)</p>	A
------------------------	------------------------	------------------------	-------------------------	---	---

<p>保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p>	<p>(1) 保険料率及び保証料率については、農林漁業の特性を踏まえつつ、引受審査能力の向上等により事故率が過大とならないよう適正な業務運営を行うことを前提として、リスクを勘案した水準に設定する。</p> <p>① 保険料率及び保証料率水準を随時点検し、必要に応じ料率等の見直しを行う。</p>	<p>(1) 農業信用保険業務については、平成15年度に発足させた保険料率算定委員会において保険料率の検証方法等の確立に向けて引き続き検討を行うとともに、現行保険料率水準の妥当性について検証を行うこととする。</p> <p>また、必要な場合は、保険料率の見直しを行うこと</p>	<p>□(1)ア. 農業信用保険業務における保険料率算定委員会の検討</p> <p>A : 実施した</p> <p>C : 実施しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>○農業信用保険業務については、保険料率算定委員会において、保険収支の状況等を踏まえた検討を行い、平成17年3月の理事会において、保険収支悪化の原因である特定資金（国の制度資金）について、リスクに応じた区分を行った上で保険料率を次のように見直すとともに、平成17年7月からの新規引受分から新料率を適用することとした。（平成17年3月22日に主務大臣に認可申請、平成17年4月1日に主務大臣認可。）</p>	A
--	---	---	---	--	---

	<p>その際、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率及び保証料率算定委員会を設置する。 ・保険料率及び保証料率の見直しをルール化する。 	<p>とする。</p>		<p>(ア) 農業経営改善資金（リスクが相対的に低いもの）について、約2割の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保険期間が5～15年のもの 0.12% → 0.15% ② 保険期間が15年以上のもの 0.10% → 0.12% <p>(イ) 農業経営維持資金（リスクが相対的に高いもの）について、保険期間の区分をなくし、約4割の引上げ 0.1252%（平均） → 0.17%</p>
	<p>② 林業信用保証については、利用者ごとのリスクの違いにも配慮した保証料率の導入を平成15年10月1日に行う。</p>	<p>(2) 林業信用保証業務については、平成15年度に発足させた保証料率算定委員会において、事故率等保証料率の算定要素の動向について分析するなど随時点検を行う。</p>	<p>□(1)イ. 林業信用保証業務における保証料率算定委員会の検討 A：実施した C：実施しなかった</p>	<p>○林業信用保証業務については、保証料率算定委員会を平成17年3月に開催し、事故率等保証料率の算定要素の動向について分析するなど点検を行った。 この結果、現行保証料率の導入（平成15年10月）後の経過期間が短いこともあり、引き続き点検を行っていくこととした。</p> <p style="text-align: right;">A</p>
		<p>(3) 漁業信用保険業務については、平成15年度に発足させた保険料率算定委員会において、事故率等保険料率の算定要素の動向について分析するなど随時点検を行う。</p>	<p>□(1)ウ. 漁業信用保険業務における保険料率算定委員会の検討 A：実施した C：実施しなかった</p>	<p>○漁業信用保険業務については、保険料率算定委員会を平成17年2月に開催し、事故率等保険料率の算定要素の動向について検討を行った。 この結果、現行保険料率の導入（平成15年4月）後の経過期間が短いこともあり、引き続き点検を行っていくこととした。</p> <p style="text-align: right;">A</p>
	<p>③ 信用基金職員及び基金協会向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。</p>	<p>(4) 基金協会職員向けに保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。</p>	<p>□(2) 基金協会職員向けの研修会の開催 A：計画どおり実施された B：概ね計画どおり実施された C：計画どおり実施されなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 ○農業信用基金協会の職員及び信用基金の職員を対象とした研修会を従来から開催しており、平成16年度には以下のとおり開催した。参加者の満足度は高いものがあつた。 ①求償権管理回収等事務研修会 ・開催時期：平成16年9月6日～7日 ・参加者数：39協会から43名 信用基金から7名 ・研修内容：①求償権の管理回収事例研究 ②担保物件及び民事執行制度改善のための民法等の一部改正 ・満足度：96%（参加者のアンケート結果）</p> <p style="text-align: right;">A</p>

				<p>②保証審査実務担当者研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期：平成16年11月15日～16日 ・参加者数：41協会から51名 信用基金から20名 ・研修内容：融資・保証審査のポイント(チェックポイント、財務分析と資金繰りの見方) ・満足度：98% (参加者のアンケート結果) 	
<p>④ 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。</p>	<p>⑤ 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。</p>	<p>□(3) 信用基金の相談機能の強化に向けた取り組み</p> <p>A：取り組みは十分であった</p> <p>B：取り組みはやや不十分であった</p> <p>C：取り組みは不十分であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>○農業・漁業信用保険業務の適正な業務運営を図るためには、基金協会との連携強化が必要であることから次の措置を講じ、基金協会に対する相談機能の強化を図った。</p> <p>○農業信用保険業務関係</p> <p>①信用基金職員の資質の向上を図るため、求償権管理回収等事務研修会や保証審査実務担当者研修会に職員を参加させたほか、通信教育研修等を実施した。</p> <p>②大口引受案件等に係る個別協議、支払・回収協議を行った。</p> <p>ア 大口保険引受案件等に係る個別協議の実施</p> <p>大口引受案件（経営不振先）について、経営状況及び期中管理状況を把握等するための個別協議を8協会について実施した。また、基金協会等からの申し出を受け保証要綱等の制定・改正等について協議を実施した。</p> <p>イ 支払・回収協議の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求多額協会における事故多発要因の分析及びその改善策等の協議、保険収支良好協会における保証引受審査、期中管理等の実態把握等を目的に、7月に5協会と協議を実施した。 ・大口求償債務者の回収見通し、求償権管理回収体制等の実態把握等を目的に、7月に8協会と協議を実施した。 <p>ウ 個別協議の実施</p> <p>農業信用基金協会からの申し出を受け、当年度事業見込及び次年度事業計画等について、11協会と協議を実施した。</p>	<p>A</p>	

また、貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。

(2) 貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。

(6) 貸付金利については、引き続き、以下のとおり、貸付目的、市中金利との兼ね合い等を考慮した適切な水準に設定する。

① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における貸付金利は、日本銀行が作成する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応するものに1/2を乗じて得た率とする。

□(4)ア、農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における貸付金利の適切な設定
A：適切に設定された
C：適切に設定されなかった

③基金協会の保証審査・求償権回収の実務に役立つよう以下の冊子を作成し、配布した。

ア「事故防止のためのヒント集」

保険金支払につながった事故事例をもとに、今後の事故防止、引受審査において参考となるものを「事故防止のためのヒント集」としてまとめたもの。

イ「審査関連情報」

保証引受審査において参考となる情報やデータなどを「審査関連情報」としてまとめたもの。

④基金協会から10件の法務相談が寄せられ、すべてについて、顧問弁護士への相談や、参考文献の活用等により回答した。

○漁業信用保険業務関係

・平成16年12月に開催された(社)漁業信用基金中央会主催の代位弁済の未然防止、求償権の回収事例などを内容とする全国研修会へ職員2名を参加させ、職員の資質の向上を図った。

・基金協会から5件の相談が寄せられ、すべてについて、参考文献の活用等により回答した。

【事業報告書の記述】

○農業信用保険業務及び漁業信用保険業務においては、農業信用保証保険法及び中小漁業融資保証法の規定に基づき、基金協会の保証能力の維持増大及び保証債務の円滑な履行に資するため、基金協会への貸付を行っている。

この貸付金利については、貸付先の基金協会の保証引受に係る財務基盤の強化(基金の減耗を 방지、調達コストを軽減。)に資するよう、日本銀行が作成する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応するものに1/2を乗じて得た率としている。平成16年度は、「預入期間ごとの利率のうち、

A

	<p>② 林業信用保証業務における貸付金利は、日本銀行が作成する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間が1年の利率が1%未満のときは、当該利率とする。</p>	<p>□(4)イ. 林業信用保証業務における貸付金利の適切な設定 A：適切に設定された C：適切に設定されなかった</p>	<p>貸付期間に対応した率」が0.043%だったため、貸付金利は0.0215%とし、農業で195件、漁業で310件の貸付を実行した。</p> <p>【事業報告書の記述】 ○林業信用保証業務においては、木材産業等高度化推進資金制度に係る都道府県への資金貸付を行っている。この制度は、都道府県が信用基金からの借入金と自己資金を併せて金融機関に預託し、それを原資に金融機関が林業者等に低金利で貸付を行うしくみとなっている。本制度における信用基金の貸付金利については、林野庁長官通知において「日本銀行が作成する『預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について』における預入期間が1年の利率が1%未満のときは、当該利率とすること」としている。基金としてもこれに即して金利設定をしているところである。平成16年度にはこれが0.032%と1%未満であったため、貸付利率は0.032%とし、41件の貸付を実行した。</p> <p style="text-align: right;">A</p>
	<p>③ 農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務における貸付金利は、短期プライムレートを基準とした率とする。</p>	<p>□(4)ウ. 農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務における貸付金利の適切な設定 A：適切に設定された C：適切に設定されなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 ○農業災害補償関係業務 農業災害補償関係業務においては、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に必要な資金の貸付けを行っている。この貸付金利については、次のとおり、短期プライムレートを基準とした率とした。 ①年度末勘定別不足金 1.625% (=短期プライムレート+手数料率) ②上記以外の資金 1.375% (=短期プライムレート) なお、年度末勘定別不足金における手数料率については、貸付事務の効率化を図ることにより、平成17年度から廃止することとし、平成17年2月22日付けで貸付取扱要領の一部改正を行った。</p> <p>○漁業災害補償関係業務 漁業災害補償関係業務においては、漁業共済団体等が行う再共済事業等に係る再共済金</p> <p style="text-align: right;">A</p>

				<p>等の支払に必要な資金の貸付けを行っている。この貸付金利については、次のとおり、短期プライムレートを基準とした率とした。</p> <p>①自己資金を原資とする貸付金利 1. 375% (=短期プライムレート)</p> <p>②金融機関からの短期借入金を原資とする貸付金利 (9月13日以前) 1. 380%</p> <p>(9月14日以後) 1. 375%</p> <p>このうち、②については、従来は「短期プライムレート+借入金利息前払いコスト」としていたもので、借入先金融機関と交渉し短期借入金の利息の支払い方法を先払いから後払いに変更したことにより、貸付金の金利についても短期プライムレートと同じにしたものである。</p>	
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。 このため、信用基金は、以下の点を踏まえて業務運営を行うものとする。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 【別紙】</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 【別紙】</p>	<p>◎第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p>	<p>中項目の総数 : 2 評価Sの指標数 : 0×2点=0点 評価Aの指標数 : 1×2点=2点 評価Bの指標数 : 1×1点=1点 評価Cの指標数 : 0×0点=0点 評価Dの指標数 : 0×0点=0点 合計 3点 (3/4=75%)</p>	B
			<p>○1 経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組（支出の削減についての具体的方針及び実績等） A：計画どおり実施された B：概ね計画どおり実施された C：計画どおり実施されなかった ※なお、本指標の評価にあたっては、中期計画に定める「業務運営の効率化による</p>	<p>【事業報告書の記述】 ○平成16年度の当期損益は、法人全体で22億50百万円の利益となった。これを勘定毎にみると、当期損失が発生したのは農業信用保険勘定(3億38百万円)と農業災害補償関係勘定(5百万円)の2勘定で、農業信用保険勘定については保険収支が赤字となったことによるもので、農業災害補償関係勘定については事務所統合による支出増等によるものである。 (平成16年度予算、収支計画及び資金計画)</p>	A

		経費の抑制」の評価結果及び勘定毎の当期損失の状況に十分配慮するものとする。	の決算及び実績については別添のとおり。
		○2 法人運営における資金の配分状況 (運営費交付金の配分) A: 効果的な資金の配分は十分であった B: 効果的な資金の配分はやや不十分であった C: 効果的な資金の配分は不十分であった	(平成16年度実績無し)
1 業務収支の均衡 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定のほか、次の①から③の定めるところにより、業務収支の均衡(経常損益ベース)を達成する。 ① 中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、信用基金が保証契約の当事者となる林業信用保証業務においては、引受審査能力の向上等によりその代位弁済率を2.98%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務及び漁業信用保険業務においては、基金協会の引受審査能力の向上に資する連携強化等により、農業信用保険業務にあつてはその事故率を0.13%以下、漁業信用保険業務にあつてはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因に	○3 業務収支の均衡 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)における収支改善に関する指摘に鑑み、業務収支に関する目標を設定することとする。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 指標の総数 : 4 評価Sの指標数 : 0×2点=0点 評価Aの指標数 : 3×2点=6点 評価Bの指標数 : 1×1点=1点 評価Cの指標数 : 0×0点=0点 評価Dの指標数 : 0×0点=0点 合計 : 7点 (7/8=88%) </div>	
		□(1)ア. 林業信用保証業務は、代位弁済率を2.98%以下とする。 A: 設定した目標の達成度が100%以上であった B: 設定した目標の達成度が70%以上100%未満であった C: 設定した目標の達成度が70%未満であった	(年度評価無し)
		□(1)イ. 農業信用保険業務は、事故率を0.13%以下とする。 A: 設定した目標の達成度が100%以上であった B: 設定した目標の達成度が70%以上100%未満であった C: 設定した目標の達成度が70%未満であった	(年度評価無し)

より影響を受けることについて配慮する。

② 基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等による求償権の管理・回収を強化し、回収実績を向上させるとともに、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。

□(1)ウ. 漁業信用保険業務は、事故率を1.15%以下とする。
 A：設定した目標の達成度が100%以上であった
 B：設定した目標の達成度が70%以上100%未満であった
 C：設定した目標の達成度が70%未満であった
 (注) 代位弁済率、事故率の評価は、中期目標期間の終了時に判定するものとする。
 なお、この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により影響を受けることについて配慮するものとする。

(年度評価無し)

□(2)ア. 求償権の管理・回収を強化し、回収実績を向上させる。
 A：設定した目標が達成された
 B：設定した目標が概ね達成された
 C：設定した目標が達成されなかった

【事業報告書の記述】

- ・ 農業信用保険業務
 平成16年7月に実施した11基金協会との大口債務者の現況、回収方針、大口債務者の代位弁済の実情等についての現地協議、9月開催の求償権管理回収等事務研修会、12月に全基金協会に対し実施した次年度保険金・回収見込額等の調査、また、基金協会からの申し出を受け実施した11基金協会との当年度事業見込、次年度事業計画等についての個別協議などを通じ、基金協会との連携強化に努めた。
- ・ 林業信用保証業務
 回収チームを編成して現地交渉を増やすことなどにより回収実績の向上に努めた。また、債権回収業者（サービサー）と連携して定期的に回収方針の打ち合わせを行うとともに、訴えの提起等の法的措置を講じることにより回収実績の向上に努めた。
 その結果、回収実績額370百万円（うちサービサー委託分85百万円）となった。
- ・ 漁業信用保険業務
 求償権を有する40の基金協会より平成16年3月末現在の「求償権分類管理表」

B

			<p>及び平成16年9月末現在の「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報を共有するとともに、求償権回収方針や求償債務者の現況等について10の基金協会と個別協議(うち現地協議2基金協会)の実施を通じ、基金協会との連携強化に努めた。</p> <p>【その他特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収金収入の目標を5,733百万円と設定したところ、回収実績は4,978百万円となった。 ・目標の未達の主な要因は、林業信用保証業務において、回収努力にかかわらず、山林担保の価値及び流動性の一層の低下等により目標を下回る結果となったことである。
<p>③ 共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。</p> <p>2 責任準備金の計上 保証・保険に係る業務については、適切な責任準備金の計上を行う。</p>		<p>□(2)イ. 保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。 A: 設定した目標が達成された B: 設定した目標が概ね達成された C: 設定した目標が達成されなかった</p> <p>□(2)ウ. 共済団体等に対する貸付けの回収は、確実に徴収する A: 設定した目標が達成された B: 設定した目標が概ね達成された C: 設定した目標が達成されなかった</p> <p>□(3) 責任準備金の適切な計上 A: 適切であった C: 不適切であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>○保険料・保証料・貸付金利息の確実な徴収 農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務における保険料又は保証料及び貸付金利息は、全額徴収した。</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>○共済団体等に対する貸付けについては、貸付けに係る借入申込書及び償還計画書等の審査を標準処理期間内で適正かつ迅速に完了するよう努めた。貸付金の回収については、共済団体等に対して、予め償還期限、貸付金及び貸付金利息等の確認を行うことにより、全額回収した。</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>○農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の責任準備金については、会計規程の規定に基づき、将来の保険金支払リスクに見合うものとして、農業信用保険業務において65億13百万円、漁業信用保険業務において44億01百万円を計上した。</p> <p>○林業信用保証業務の保証債務損失引当金につ</p>

いては、会計規程の規定に基づき、債務保証の履行によって生じる損失に見合うものとして80億83百万円を計上した。

第5 その他業務運営に関する重要事項
 ○長期借入金の条件
 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成14年法律第128号)第17条第1項(漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

◎第4 長期借入金の条件

中項目の総数 : 1
 評価Sの指標数 : 0×2点=0点
 評価Aの指標数 : 1×2点=2点
 評価Bの指標数 : 0×1点=0点
 評価Cの指標数 : 0×0点=0点
 評価Dの指標数 : 0×0点=0点
 合計 2点
 (2/2=100%)

A

○市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。
 A:実施した
 B:一部実施できなかった
 C:実施できなかった

【事業報告書の記述】

○林業信用保証業務における農林漁業金融公庫に対する資金寄託業務の財源として、平成16年度には、次表のとおり2回にわたって長期借入金を行った。その際には、融資機関との交渉を通じ、長期プライムレートより相当低い利率で借り入れることができ、その結果、借入金利息を縮減した。

A

	借入時期	借入金額	借入利率	(参考)長期 プライムレート
上期	16年6月	5億75百万円	1.227%	1.90%
下期	16年10月	22億68百万円	0.930%	1.70%

第4 短期借入金の限度額

2,975億円

【事業報告書の記述】

○平成16年度には農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関して、次のとおり短期借入金を行った。その結果、平成16年度の短期借入金は266億34百万円となっている。

○農業災害補償関係業務においては、平成16年度には、農業共済団体等に対する貸付金原資とするため、12件、64億57百万円の短期借入金を行い、全額を年度内に償還した。

○漁業災害補償関係業務においては、平成16年度には、漁業共済団体に対する貸付金原資

				とするため、21件、201億77百万円の短期借入金を行い、年度末借入金残高は52億58百万円となり、同額を借り換えた。	
	第5 重要な財産の譲渡等の計画	第4 重要な財産の譲渡等の計画	◎第5 重要な財産の譲渡等の計画	<p>中項目の総数 : 1</p> <p>評価Sの指標数 : 0×2点=0点</p> <p>評価Aの指標数 : 1×2点=2点</p> <p>評価Bの指標数 : 0×1点=0点</p> <p>評価Cの指標数 : 0×0点=0点</p> <p>評価Dの指標数 : 0×0点=0点</p> <p>合計 2点</p> <p>(2/2=100%)</p>	A
	事務所の統合に伴い、一番町事務所（全国農業共済会館6階）の譲渡を計画的に行う。	平成16年度中を目途に一番町事務所（全国農業共済会館6階）の譲渡が行えるよう、所要の手続きを進める。	<p>○ 一番町事務所の譲渡の計画的実施</p> <p>A : 所要の手続きを進め、16年度中に譲渡を完了した。</p> <p>B : 所要の手続きを進め、16年度中に譲渡を概ね完了した。</p> <p>C : 不十分</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>○平成17年2月に、旧一番町事務所を共同所有の相手方である(社)全国農業共済協会に売却した(2億10百万円)。</p>	A
	<p>第6 剰余金の使途</p> <p>農林漁業金融のセーフティ・ネット機関としての役割の向上のため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融業務に精通した人材の育成・研修 ・政策金融の進展に適合する各種システムの開発 ・債権管理強化のため連携する県単位機関等の能力の向上 <p>の使途に使用</p>		<p>◎第6 剰余金の使途</p> <p>○ 当該事業年度に係る剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果</p> <p>A : 得られた成果は十分であった</p> <p>B : 得られた成果はやや不十分であった</p> <p>C : 得られた成果は不十分であった</p> <p>当該評価を下すに至った</p>	(平成16年度実績無し)	

			経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。(ただし、中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評価を行う。)		
第7 施設及び設備に関する計画	第5 施設及び設備に関する計画	◎第7 施設及び設備に関する計画		<p>中項目の総数 : 1</p> <p>評価Sの指標数 : 0 × 2点 = 0点</p> <p>評価Aの指標数 : 1 × 2点 = 2点</p> <p>評価Bの指標数 : 0 × 1点 = 0点</p> <p>評価Cの指標数 : 0 × 0点 = 0点</p> <p>評価Dの指標数 : 0 × 0点 = 0点</p> <p>合計 : 2点</p> <p>(2 / 2 = 100%)</p>	A
4分野に分かれている事務所の統合を計画的に行う。	4分野に分かれている事務所を平成16年12月を目途に本所に統合する。	○ 事務所統合の計画的実施 A : 計画どおり完了した B : 概ね計画どおり完了した C : 不十分 当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。	【事業報告書の記述】 ○4分野〔農業(千代田区内神田のコープビル)・林業(後楽)・漁業(湯島)・農業災害補償(一番町)〕に分かれていた事務所を、平成16年12月6日に、コープビル(千代田区内神田)に統合した。これにより一体的に業務運営できることとなった。	A	
第8 人事に関する計画	第6 人事に関する計画	◎第8 人事に関する計画 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)		<p>中項目の総数 : 2</p> <p>評価Sの指標数 : 0 × 2点 = 0点</p> <p>評価Aの指標数 : 2 × 2点 = 4点</p> <p>評価Bの指標数 : 0 × 1点 = 0点</p> <p>評価Cの指標数 : 0 × 0点 = 0点</p> <p>評価Dの指標数 : 0 × 0点 = 0点</p> <p>合計 : 4点</p> <p>(4 / 4 = 100%)</p>	A
(1) 方針 農林漁業金融をめぐる情勢の変化に即応して、信用					

	<p>基金の業務の円滑な実施を担うことができる人材を確保するため、職員に対する各種研修を効果的に実施していくとともに、高度な専門知識を有する職員を採用する。</p> <p>また、管理部門の業務の効率化を図ること等により、業務の質や量に対応した適切な人員配置を実現する。</p>				
	<p>(2) 人員に係る指標</p> <p>① 認可法人の時と比べて管理部門の常勤職員数を削減する。</p> <p>② 期末の常勤職員数は期初を上回らないものとする。</p> <p>(参考1)</p> <p>期初の常勤職員数 130名</p> <p>期末の常勤職員数の見込み 123名</p> <p>(前倒分と合わせて10名の減)</p> <p>(参考2)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み75億円。</p> <p>ただし、上記の額は、役員給与、職員給与、嘱託手当、社会保険料負担金及び退職給与引当金繰入に相当する範囲の費用である。</p>		<p>○1 人員に関する指標</p> <p>A：計画どおりに実施された</p> <p>B：概ね計画どおりに実施された</p> <p>C：計画どおりに実施できなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>○管理部門（総務部、経理部）については、事務所統合時に別表のように組織の再編成を行い、総務部及び経理部それぞれ1課を削減するとともに、事務の見直し、給与計算・社会保険事務の外部委託等により、人員の4名削減を実現した。</p> <p>○常勤職員数は、平成16年度末で126名である。期初（平成15年10月1日時点）の130名を上回っていない。</p> <p>○平成16年度の人件費は15億39百万円であった。この結果、平成15年度及び16年度の人件費の累計額は22億90百万円となった。</p>	A
	<p>(3) 人材の確保及び養成に関する計画</p>		<p>○2 人材の確保及び養成に関する計画</p>	<p>指標の総数 : 3</p> <p>評価Sの指標数 : 0 × 2点 = 0点</p> <p>評価Aの指標数 : 3 × 2点 = 6点</p> <p>評価Bの指標数 : 0 × 1点 = 0点</p> <p>評価Cの指標数 : 0 × 0点 = 0点</p> <p>評価Dの指標数 : 0 × 0点 = 0点</p>	A

合 計 6点
(6/6=100%)

① 人材の確保
金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、4分野の事務所統合にあわせ、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。

(1) 人材の確保
幅広い分野からの人材の確保や、金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材の採用を図ることができるよう、引き続き、ホームページ等を通じて、信用基金の政策的役割等を積極的にアピールする。また、4分野の事務所統合にあわせ、人事管理システムの改良を行い、適切な人事管理の構築を行う。

□(1) 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材の確保
A：計画どおりに実施された
B：概ね計画どおりに実施された
C：計画どおりに実施できなかった

【事業報告書の記述】
○都市銀行から出向として受け入れていた金融実務に精通した人材を平成16年4月に職員として採用し、当該職員の専門的知見を効果的に発揮できる部署に配置した。
○平成17年度採用予定職員の募集に際しては、新規卒者に加え民間企業に勤務する金融・保険業務経験者も対象とし、ホームページ等で周知を図った。
○適切な人事管理を構築するため、人事管理システムについて、人事管理に関する各種調査、資料作成等の迅速化、効率化が図られるよう、職員によるプログラム修正が行える新システムに平成17年4月から移行した。

A

② 人材の養成
個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用(交流)した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。

(2) 人材の養成
引き続き、個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、部署・階層別のほか、専門性の高い業務に関する研修を実施する。

□(2)ア. 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理
A：計画どおりに実施された
B：概ね計画どおりに実施された
C：計画どおりに実施できなかった

【事業報告書の記述】
○職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うために、以下の措置を講じた。
・農業信用基金協会と信用基金の職員の人事交流の実施
①信用基金から基金協会への出向により、融資機関並びに債務者との折衝、保証審査、代位弁済、求償権回収等の貴重な現場経験を積むことができる。
②基金協会から信用基金への出向により、制度改正を通じた主務省との折衝、関係団体との協議、全国の基金協会との連携等の信用保証保険事業の全般的な経験を積むことができる。
・研修の実施(具体的内容は次項に記載)

A

□(2)イ. 職員に対する研修制度の充実
A：計画どおりに実施された
B：概ね計画どおりに実施された

【事業報告書の記述】
○以下のとおり研修を充実させた。
①研修計画に基づく研修の実施
・新規採用者研修
(新規採用者に信用基金の業務を理解させるための研修、4月)

A

C：計画どおりに実施できなかった

- ・現地研修
(群馬県内、林業機械化センターなどにおいて農業・林業の現場作業体験研修、9月)
- ・予算編成支援システム研修
(財務省主計局主催、9月)
- ・政府関係法人会計事務職員研修
(財務省会計センター主催、10月)
- ・管理者研修
(管理職を対象に職場のメンタルヘルスについて研修、11月)
- ・内部監査研修
(コンプライアンスについて研修、12月)
- ・保証・保険・融資業務の専門研修
(金融法務について研修、1月)
- ・金融一般情勢研修
(最近の経済・金融の情勢・動向について研修、2月)
- ・農林漁業の将来展望に係る研修
(林業を取り巻く情勢、森林の多面的機能について研修、3月)
- ・業務の効率的運営に係る研修
(独立行政法人化に伴う業務等の効率的運営について研修、3月)
- ②関係機関との合同研修の実施
 - ・初級職員研修会 (7月)
 - ・求償権管理回収等事務研修会 (9月)
 - ・保証審査実務担当者研修会 (11月)
 - ・全国研修会(代位弁済の未然防止、求償権の回収事例等) (12月)
- ③金融・保証等に関する通信教育研修の実施
- ④外部機関の実施する研修への参加
 - ・評価監査セミナー
(8月、総務省行政評価局主催)
 - ・個人情報保護法制セミナー
(2月、(財)行政管理研究センター主催)

○総務部調査役を、研修の企画・立案・実施に従事させることにより、これまで実施していなかった現地研修を群馬県内で実施(林業機械化センターほか)するなど、研修内容の充実につながった。

(総合評価)

総合評価結果	備 考
<p>1. 総合評価結果：平成16事業年度の業務については順調に行われている。(A) (評価を行うに至った経緯) 法人の中期計画項目について、法人からの自己評価をもとに、評価基準に基づき評価を行った。 その結果、一部の項目にB評価はあったものの、総じて高い評価であることから、総合評価はA評価とした。なかでも、旧認可法人発足時(昭和62年)からの長年の懸案であった事務所の統合が実現に至ったことは、高く評価できる。 今後とも役職員一体となった取組を通じ、農林漁業者の信用力補完という当該法人の重要な役割が十全に発揮されることを期待する。 なお、従来のA、B、C評価をした上で、必要に応じて「A評価になったものをS評価」「C評価になったものをD評価」にすることができるよう評価方法を見直したが、本年度については、特にS評価、D評価にする項目はなかった。</p> <p>2. 中項目の3段階評価結果 ・中項目の総数：16 うち評価Sの指標数：0点 評価Aの指標数：15×2点=30点 評価Bの指標数：1×1点=1点 評価Cの指標数：0×0点=0点 評価Dの指標数：0点 合 計 31点 (31/32=97%)</p> <p>3. 留意事項等 全体として見れば、高く評価できるものと考えられる。 〔1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置〕について (1) 旧認可法人発足時(昭和62年)からの長年の懸案であった事務所の統合が実現に至ったことは、高く評価できる。今後とも、統合メリットのさらなる発現に向けて役職員一体となった取組が進められることを期待する。 (2) 事業費の削減については、数値的に大幅な削減が行われているが、その太宗を占める貸付事業の減少については、認定農業者等担い手向け融資等の取組は行われているものの、農林漁業全般における資金需要の低下といった外部要因による減少が大きなものとなっている。 平成16年度評価からは、数値結果だけの評価に加え、「事業費の削減に向けての努力」も評価指標に加えたところであり、これらの取組状況からみても、十分な削減努力が行われている。 なお、事業費の削減の数値目標については、このように個々の事業が外部要因による影響を受けやすいという性質を踏まえて設定するよう、今後、中期目標(計画)の策定に併せて検討する必要がある。 (3) 経費支出の抑制については、適切である。今後も適切に取り組むことにより、中期計画が着実に達成されることを期待する。</p> <p>〔2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置〕について 利用者に対する積極的な情報提供や、アンケート調査等を通じた利用者の意見の聴取に取り組んでいることは適切であり、今後のさらなる取組に期待する。</p> <p>〔3 予算、収支計画及び資金計画〕について 経費支出の抑制については、適切である。 業務収支の均衡における求償権の管理・回収については、法人が取り組んだ努力は評価できるが、数値結果が目標をやや下回ったことから「設定された目標をおおむね達成された」に該当しB評価とした。なお、法人の努力事項そのものを評価できるよう、今後、評価方</p>	

法を検討する必要がある。

- [4 長期借入金の条件]
取組は適切である。
- [5 重要な財産の譲渡等の計画] について
計画通り達成されている。
- [7 施設及び設備に関する計画] について
〔1〕の(1)と同じ。
- [8 人事に関する計画] について
取組は適切である。

別表

農林漁業信用基金の事務所統合に伴う組織再編（平成16年度）

見直しのポイント……国から指示された中期目標に従い、一つの法人としての効率的な業務運営体制を確立

- 1 総務部の再編……各事務所に分かれて配置していた「3課体制」から統合事務所における「2課体制」にスリム化
- 2 経理部の再編……経理第4課を経理第1課に統合
- 3 企画調整室の新設…各部門共通の課題に対処

旧	新
<p>【管理部門】</p> <p>総務部</p> <p>総務課 (本所に配置)</p> <p>人事課 (湯島事務所に配置)</p> <p>企画調整課 (後楽事務所に配置)</p> <p>経理部</p> <p>経理第1課 (総括、農業担当)</p> <p>経理第2課 (林業担当)</p> <p>経理第3課 (漁業担当)</p> <p>経理第4課 (農業災害補償担当)</p>	<p>企画調整室 企画推進課 (各部門共通の課題に対処)</p> <p>総務部</p> <p>総務課</p> <p>人事課</p> <p>廃止</p> <p>経理部</p> <p>経理第1課 (総括、農業・農業災害補償担当)</p> <p>経理第2課 (林業担当)</p> <p>経理第3課 (漁業担当)</p> <p>統合</p>

1. 平成16事業年度予算及び決算

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
国庫補助金	410	410	-	-	410	410	-	-	-	-	-	-
受入事業交付金	1,499	1,499	-	-	839	839	661	661	-	-	-	-
政府補給金受入	75	32	-	-	75	32	-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	39	12	-	-	39	12	-	-	-	-	-	-
民間出資金	13	-	-	-	13	-	0	-	-	-	-	-
事業収入	140,462	83,193	39,922	27,847	13,121	9,098	24,721	22,243	47,097	8,445	15,602	15,560
受託事業収入	3	4	-	-	-	2	-	-	3	3	-	-
運用収入	2,005	2,000	946	894	258	345	602	601	197	159	4	0
借入金	63,828	29,477	-	-	3,200	2,843	-	-	45,205	6,457	15,423	20,177
その他の収入	346	84	2	5	19	5	59	60	251	15	15	0
合 計	208,680	116,712	40,869	28,746	17,972	13,586	26,043	23,565	92,752	15,078	31,044	35,737

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
事業費	210,203	113,400	41,591	28,262	18,093	13,004	26,893	21,832	92,683	14,789	30,943	35,514
一般管理費	2,633	2,234	1,040	867	703	683	574	407	231	212	85	65
直接業務費	417	283	242	162	92	88	64	23	15	9	4	1
管理業務費	523	412	140	122	146	145	165	87	43	42	29	15
人件費	1,693	1,539	658	583	466	450	345	296	173	160	52	50
合 計	212,835	115,635	42,631	29,129	18,796	13,687	27,467	22,239	92,913	15,000	31,028	35,579

2. 平成16事業年度収支計画及び実績

(1) 収益

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
経 常 収 益	運営費交付金収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	補助金等収益	410	323	-	-	410	323	-	-	-	-	-	
	政府事業交付金収入	1,499	1,720	-	-	839	1,164	661	555	-	-	-	
	政府補給金収入	75	32	-	-	75	32	-	-	-	-	-	
	事業収入	10,455	9,613	7,230	6,771	543	376	2,516	2,315	57	32	109	119
	受託事業収入	3	4	-	-	-	2	-	-	3	3	-	-
	財務収益	1,998	2,000	946	894	250	345	600	601	197	159	4	0
	引当金等戻入	20,727 (12)	1,740	-	10	20,555 (12)	756	172 (0)	974	-	-	-	-
	雑益	4	17	2	5	2	5	0	1	0	5	0	0
	臨時利益	-	27	-	-	-	17	-	-	-	9	-	-
積立金取崩額	1,157	-	1,157	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期総損失	728	-	-	338	879	-	-	-	2	5	3	-	
合 計	37,055 (16,340)	15,475	9,335	8,019	23,553 (3,010)	3,021	3,949 (3,777)	4,447	259	213	116	120	

(2) 費用

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
経 常 費 用	事業費	13,042 (11,654)	9,316	8,224	7,082	1,773 (385)	40	3,042	2,191	3	3	0	-
	一般管理費	2,668	2,127	1,060	803	729	669	562	387	230	206	88	63
	直接業務費	355	255	217	152	92	72	28	21	15	9	4	1
	管理業務費	426	330	105	94	117	118	145	72	33	34	26	12
	人件費	1,887	1,542	738	556	520	479	389	294	182	162	58	50
	減価償却費	73	71	51	35	1	19	16	13	5	3	0	0
	財務費用	125	48	-	0	75	34	-	0	22	1	28	12
引当金等繰入	21,147 (1,820)	1,660	-	98	20,975 (1,820)	1,562	172 (0)	-	-	-	-	-	
臨時損失	-	4	-	1	-	3	-	-	-	-	-	-	
当期総利益	-	2,250	-	-	-	693	156	1,855	-	-	-	45	
合 計	37,055 (16,340)	15,475	9,335	8,019	23,553 (3,010)	3,021	3,949 (3,777)	4,447	259	213	116	120	

(注) 1. 収支計画は、予算ベースで作成した。

2. 引当金等戻入、事業費及び引当金等繰入の科目において、計画の上段は洗替方式による額で、計画の下段のカッコ書き及び実績欄は差額補充方式による額で、それぞれ計上している。

3. 平成16事業年度資金計画及び実績

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による収入	144,414	87,246	40,874	28,676	14,730	10,738	25,940	23,690	47,250	8,605	15,621	15,537
投資活動による収入	612	233	-	6	2	11	103	5	297	212	210	0
財務活動による収入	63,880	29,489	-	-	3,252	2,855	0	1	45,205	6,457	15,423	20,177
前年度からの繰越金	101,599	131,230	39,973	50,978	19,057	34,107	36,465	40,098	5,517	6,042	587	4
合 計	310,505	248,198	80,847	79,660	37,040	47,711	62,508	63,794	98,270	21,316	31,841	35,718

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	152,056	90,874	42,555	29,098	18,768	13,712	27,434	22,259	47,697	8,538	15,602	17,266
投資活動による支出	247	33	35	33	-	-	2	-	1	-	210	-
財務活動による支出	60,628	24,761	-	-	-	-	-	-	45,205	6,457	15,423	18,304
翌年度への繰越金	97,574	132,531	38,257	50,529	18,272	33,998	35,072	41,535	5,367	6,321	606	148
合 計	310,505	248,198	80,847	79,660	37,040	47,711	62,508	63,794	98,270	21,316	31,841	35,718

(注) 資金計画は、予算ベースで作成した。

平成16事業年度業務収支計画及び実績

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
収 益	政府事業交付金収入	1,499	1,720	-	-	839	1,164	661	555	-	-	-	-
	政府補給金収入	75	32	-	-	75	32	-	-	-	-	-	-
	事業収入	10,437	9,614	7,218	6,760	543	393	2,510	2,309	57	32	109	119
	引当金等戻入	20,727 (12)	1,063	-	-	20,555 (12)	756	172 (0)	307	-	-	-	-
	合 計	32,738 (12,023)	12,429	7,218	6,760	22,012 (1,469)	2,346	3,343 (3,171)	3,172	57	32	109	119
費 用	事業費	13,011 (11,623)	9,284	8,196	7,054	1,773 (385)	39	3,042	2,191	-	-	-	-
	財務費用	125	46	-	-	75	32	-	-	22	1	28	12
	引当金等繰入	21,147 (1,820)	1,660	-	98	20,975 (1,820)	1,562	172 (0)	-	-	-	-	-
	合 計	34,283 (13,568)	10,990	8,196	7,152	22,823 (2,280)	1,634	3,214 (3,042)	2,191	22	1	28	12
収 支 差	△ 1,544	1,439	△ 978	△ 391	△ 811	712	129	980	36	31	80	107	

(注) 1. 収支計画は、予算ベースで作成した。

2. 引当金等戻入、事業費及び引当金等繰入の科目の上段は洗替方式による額で、下段のカッコ書きは差額補充方式による額でそれぞれ計上している。